

<研究ノート>

東京にあった外交団 1887年-1911年 (2)

川崎 晴朗*

The Diplomatic Corps in Tokyo 1887-1911 (2)

Seiro KAWASAKI*

要 旨

本紀要第11集では、1887年（明治20年）から1911年（明治44年）までの期間、日本に在勤した諸外国の外交代表のうちドイツ、アルゼンティン、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、ブラジル、チリ、清国、朝鮮国、デンマーク、スペイン及び米国の計10カ国の大・公使を取り扱った。今回は、フランスからスイスまでの計15カ国の在日外交使節を取り上げる。これにより、欠落している外交団リストはほぼ「復元」できたと考える。

1911年から現在までに日本に派遣された大・公使の氏名、信任日等については、外務省発行の外交団リストではほぼ知ることができる筈である。

Abstract

The author provided information, in Part 1 of his article, published in the previous issue of this *Bulletin*, concerning the diplomatic representatives of ten countries stationed in Japan from 1887 through 1911: Germany, Argentina, Austria-Hungary, Belgium, Brazil, Chile, China, Korea, Denmark and Spain.

In Part 2, the author deals with the ambassadors and ministers of the remaining fifteen countries: the United States of America, France, Great Britain, Hawaii, Italy, Mexico, Norway, the Netherlands, Peru, Portugal, Russia, Siam, Sweden, Sweden-Norway and Switzerland. With this article, the author's attempt to describe the situation of the diplomatic corps in the early years of modern Japan comes, at least tentatively, to an end.

11. 米国

Richard Bennet Hubbard 特命全権公使
(1885年 = 明治18年7月2日)〔第六、
433-4頁〕

John F. Swift 特命全権公使 (1889年 = 明治

22年5月15日)〔第七、270頁〕

Edwin Dun 臨時代理公使 (1891年 = 明治
25年5月10日)

Frank L. Coombs 特命全権公使 (1892年 =
明治25年6月13日)〔第八、84頁〕

Edwin Dun 特命全権公使 (1893年 = 明治

* 愛知大学、University of Aichi Institute of International Affairs

- 26年7月14日)〔第八、271頁〕
 Joseph R. Herod 臨時代理公使 (1896年 = 明治29年4月)
 Edwin Dun 特命全權公使 (1896年 = 明治29年8月)
 Alfred E. Buck 特命全權公使 (1898年 = 明治31年7月13日)〔第九、275-6頁〕
 Joseph R. Herod 臨時代理公使 (1899年 = 明治32年3月)
 Alfred E. Buck 特命全權公使 (1899年 = 明治32年4月)
 Huntington Wilson 臨時代理公使 (1901年 = 明治34年1月)
 Alfred E. Buck 特命全權公使 (1901年 = 明治34年7月3日)〔第九、275頁〕
 John M. Ferguson 臨時代理公使 (1902年 = 明治35年12月4日)
 Huntington Wilson 臨時代理公使 (1903年 = 明治36年2月)
 Lloyd C. Griscom 特命全權公使 (1903年 = 明治36年6月22日)〔第十、456頁〕
 Huntington Wilson 臨時代理公使 (1905年 = 明治38年11月9日)
 Luke E. Wright 特命全權大使 (1906年 = 明治39年5月26日)〔第十一、557-9頁〕
 Thomas J. O'Brien 特命全權大使 (1907年 = 明治40年10月15日)〔第十一、810-1頁〕

○米 国 国 務 省 Historical Office, Bureau of Public Affairs, *Principal Officers of the Department of State and United States Chiefs of Mission 1778-1990* (Department of State Publication 9825) (1991) を参照した (106-7頁)。なお、これは冊子の形で発行された最後の版で、1991年11月版以降、本資料はデジタル化された。

○Hubbard 公使は前任の John A. Bingham 公使と共に参内、Bingham 公使は解任状、また Bingham 公使は信任状をそれぞれ捧呈した。同様に Swift 公使は前任

の Hubbard 公使と、Dun 公使は前任の Coombs 公使と、また Buck 公使は前任の Dun 公使と、それぞれ相携えて参内している。新旧の外交代表が同時に信任状・解任状を捧呈したケースは米国の場合にも見られたのである。

○各大・公使の日本における任務の終了日は、『明治天皇紀』及び米 国 国 務 省、*Principal Officers...* によると次の通り。(*Principal Officers...* は1991年11月版によるが、関連の日付はいずれも106頁にあり、引用する場合は単に「米 国 国 務 省 資 料」とする。) 原則として、これらの日付を各臨時代理公使の就任日とした。

Hubbard 公使 1889年(明治22年)5月15日、解任状を捧呈〔第七、270頁〕

Swift 公使 1891年(明治24年)5月11日、死去〔第七、772頁〕

Coombs 公使 1893年(明治26年)7月14日、解任状を捧呈〔第八、271頁〕

Dun 公使 1897年(明治30年)7月2日、解任状を捧呈〔第九、275頁〕

Buck 公使 1902年(明治35年)12月4日、死去〔第十、334頁〕

Griscom 公使 1905年(明治38年)11月19日、解任につき拝謁〔第十一、390頁〕

Wright 大使 1907年(明治40年)7月12日、解任状を捧呈〔第十一、763-4頁〕

O'Brien 大使 O'Brien 大使 1911年(明治44年)8月25日〔第十二、653頁〕

『明治天皇紀』第十一によると、Griscom 公使はこの日、賜暇帰国にあたり明治天皇に謁した(390-1頁)。結局、同公使は帰任しなかったのであろう。米 国 国 務 省 資 料 は 同 公 使 が 1905年11月19日、離日した、と述べる。謁見と同じ日に横浜を出港したのであろう。

Wright 大使は、上表のように1907年(明

治40年）7月12日、解任状を捧呈した。米國務省資料はWright大使につき“Left Japan, 13 Aug. 1907”としており（106頁）、同大使が解任状の捧呈後、約1ヵ月を経てから日本を去ったことがわかる¹⁾

Hubbard、Coombs、Dun各公使及びWright大使の離任後、誰が臨時代理公使となったのか明らかでない。なお、Buck公使は1901年（明治34年）1月、休暇のため帰国する旨奏するため参内することとなったが、『明治天皇紀』第十によると「天皇・皇后共に客蠟來の御疾猶未だ癒えざるを以て、....(天皇は同公使を)引見し難き旨を傳へしむ、皇后宮亦同じくバックに報ず、」とある（2頁）。○Wright初代大使は謁見に際して、「今や我が大統領（注 セオドーア・ルーズヴェルト大統領）が大使を任命するは他なし、(日本が)列強諸国の班位に於て一層進捗の態度を確認したるに因るなり、....」と奏上した（『明治天皇紀』第十一、557-9頁）。同大使は1907年（明治40年）7月12日、帰国のため参内したが（『明治天皇紀』第十一、763-4頁）、誰が臨時代理大使に任命されたか明らかではない。

○O'Brien大使が信任された際、大使館書記官の「エッチ・パーシヴァル・ドッジ」が謁を賜った（『明治天皇紀』第十一、763-4頁）。前任のWright大使の離任後、同書記官が臨時代理大使を務めたと思われるが、氏名の原綴りが不明のため上表には掲げない。

○Buck公使夫人につき『明治天皇紀』第十、334頁、第十一、622頁、第十二、592頁に関連記事がある。

12. フランス

Joseph Adam Sienkiewicz 特命全権公使（1883年＝明治16年10月12日）〔第六、121頁〕

Cubaie 臨時代理公使（1894年＝明治27年6月）

Jules Harmand 特命全権公使（1894年＝明治27年8月1日）〔第八、474頁〕

Pourtalas Gorgier 臨時代理公使（1897年＝明治30年10月16日）

Jules Harmand 特命全権公使（1898年＝明治31年8月1日）〔第八、474頁〕

Georges Dubail 臨時代理公使（1901年＝明治34年3月18日）〔第十、33-4頁〕

Jules Harmand 特命全権公使（1902年＝明治35年10月31日）〔第十、303頁〕

Fernand Gouget 臨時代理公使（1906年＝明治39年6月15日）〔第十一、576-7頁〕

Auguste Gérard 特命全権大使（1907年＝明治40年1月15日）〔第十一、663-5頁〕

○Sienkiewicz公使は、賜暇で2回帰国しており、出発に際して明治天皇より謁を賜っている。すなわち、1887年（明治20年）4月20日及び1891年（明治24年）11月6日である（『明治天皇紀』第六、731-2頁及び第七、920頁）。同公使は1894年（明治27年）5月29日、天皇より内謁見を賜った（『明治天皇紀』第八、421-2頁）。

○Harmand公使の信任状捧呈の際、明治天皇は書記官ポール・ウィユーク（原綴り不明）にも謁を賜った（『明治天皇紀』第八、474頁）。Sienkiewicz公使の離任後、表にあるCubaie以外にも臨時代理公使がいたことが想像される。

○Harmand公使は1897年（明治30年）10月16日及び1901年（明治34年）3月18日の2回、賜暇のため帰国、出発にあたり明治天皇の謁を賜っている（『明治天皇紀』第九、332頁及び第十、33-4頁）。Gorgierが臨時代理公使に就任した日付は1897年10月の拝謁の日に合わせて。また、Harmand公使が1901年（明治34年）3月に謁を賜ったときのことであるが、『明治天皇紀』第十は「ア

ルマンが不在中代理公使として来着せる特命全権公使ジョルジュ・デュバイに謁を賜ふ、』と述べている(33-4頁)。『日本外交史』の「駐日各国大・公使一覧」は Dubail を特命全権公使としているが(713頁)、本稿では臨時代理公使とする。

- Harmand 公使は、年(明治28年)6月11日、参内してフェリックス・フォール新大統領の就任を奏し、同大統領の敬意を表した(『明治天皇紀』第八、838頁)。
- Harmand 公使は1906年(明治39年)6月15日、帰国にあたり参内したが、『明治天皇紀』第十一によると、その際「新第一等書記官クーージェーも亦天皇・皇后に謁す、』という(576-7頁)。これは Gouget を指すと考えられ、上表ではこの日を彼が臨時代理公使に着任した日付とした。
- 『明治天皇紀』第十一は、「佛蘭西政府、在東京公使館を陞せて大使館と為し、特命全権大使オーギュスト・ジェラルドをして駐劄せしめんとす、』と述べる(663-5頁)。なお、Gérard 大使が信任状を捧呈した際、天皇は「佛國大使館クーージェー参事官に謁を賜ふ、…」というが(『明治天皇紀』第十一、663-5頁)、これも Gouget を指すと考えられる。

13. イギリス

The Hon. Sir Francis Richard Plunkett 特命全権公使(1884年=明治17年3月2日)〔第六、184頁〕

Henry-Paul Le Poer Trench 臨時代理公使(1887年=明治20年7月29日)

Hugh Fraser 特命全権公使(1889年=明治22年5月日)〔第七、269頁〕

De Bunsen 臨時代理公使(1892年=明治25年6月25日)

Hugh Frazer 特命全権公使(1894年=明治27年2月10日)〔第七、269頁〕

Ralph Paget 臨時代理公使(1894年=明治27年6月4日)

Henry-Paul Le Poer Trench 特命全権公使(1894年=明治27年8月23日)〔第八、491頁〕

Gerard Augustus Lowther 臨時代理公使(1895年=明治28年5月)

Sir Ernest Mason Satow 特命全権公使(1895年=明治28年8月9日)〔第八、873頁〕

Gerard Augustus Lowther 臨時代理公使(1897年=明治30年5月)

Sir Ernest Mason Satow 特命全権公使(1897年=明治30年11月日)〔第八、873頁〕

James Beethom Whitehead 臨時代理公使(1900年=明治33年5月)

Sir Claude Maxwell MacDonald 特命全権公使(1900年=明治33年1月21日)〔第十、6頁〕

James Beethom Whitehead 臨時代理公使(1901年=明治34年5月11日)

Sir Claude Maxwell MacDonald 特命全権公使(1905年=明治38年10月30日)〔第十一、443-4頁〕

Colonel Sir Claude Maxwell MacDonald 特命全権大使(1905年=明治38年12月30日)〔第十一、443-4頁〕

- “Sir” の敬称をもつ代表は他にもいたと思われるが、資料不足で確認できず、省略せざるを得なかった。
- De Bunsen (正確な氏名は不明) が臨時代理公使に着任した日付は、この日 Fraser 公使が賜暇帰国にあたり参内し、内謁見を賜ったことによる(『明治天皇紀』第八、95頁)。Fraser 公使の帰任は1894年(明治27年)2月末と見られるが明確にし得なかった。
- Plunkett 公使は1887年(明治20年)7月29日、賜暇帰国にあたり参内、明治天皇に別辞を奏した(『明治天皇紀』第十二、104

頁)。上表では、**Le Poer Trench** が臨時代理公使はこの日、就任したものとす。なお、**Le Poer Trench** は1883年（明治16年）6月26日、新着任の公使館書記官として内謁見を賜っている（『明治天皇紀』第十一、73頁）。

- 諸外国のうち、まずイギリスが日本駐箚の特命全権大使を任命した。『明治天皇紀』第十一によると、1905年（明治38年）12月30日、イギリスの **Sir Claude Maxwell MacDonald** 特命全権公使は「特命全権大使に昇任せるを以て、天皇に……信任状を上る、……大使の朝見、蓋し之れを以て嚆矢と為す、……」（443-4頁）とある。上記リストに示したように、**Maxwell MacDonald** 大使はまず特命全権公使として日本に赴任した。なお、**Maxwell MacDonald** 大使は帰国することとなり、1906年（明治39年）10月11日参内、お暇を奏したが、『明治天皇紀』第十一は、「天皇此の次を以て新任同國（イギリス）大使館参事官エッチ・シー・ラウサーに謁を賜ふ、」と述べている（622頁）。この日、同参事官が臨時代理大使として着任したと考えるが、彼の氏名の原綴りが不明のため上表には掲げない。
- Fraser** 公使は1894年（明治27年）6月4日、死亡し、勅使が差遣された（『明治天皇紀』第八、430頁）。この日付を **Paget** が臨時代理公使に着任した日とした。また、**De Bunsen** 代理公使は1894年（明治27年）6月、死去した。
- Plunkett** 公使は1888年（明治21年）7月10日、解任状を捧呈した（『明治天皇紀』第七、104頁）。同年7月10日、**Le Poer Trench** 臨時代理公使が **Plunkett** 公使の解任状を捧呈した（第七、104頁）。
- Lowther** 代理公使につき『明治天皇紀』第八は、彼が1895年（明治28年）7月16日、外務大臣臨時代理・西園寺公望と共に日英

通商航海条約の追加条約を締結した旨述べている（861頁）。

- Satow** 公使が1895年（明治28年）8月9日、明治天皇に信任状を捧呈したときのことであるが、『明治天皇紀』第八は、天皇が同公使に対し「其の多年日本國に在勤し我が國の國情を熟知するを以て兩國の交誼をして益々親密ならしむるの便益を得たるを喜ぶ旨の勅語あり、」と記述している（873頁）。また、**Satow** 公使は1900年（明治33年）4月24日、一時帰国する旨を奏するため天皇に謁した（『明治天皇紀』第九、791頁）。

14. ハワイ

Robert Walker Irwin 代理公使（1886年＝明治19年1月28日）〔第六、538頁〕

Robert Walker Irwin 弁理公使（1891年＝明治24年9月24日）〔第六、634頁〕

Robert Walker Irwin 特命全権公使（1891年（明治24年）4月11日）〔第七、789頁〕

Robert Walker Irwin 特命全権公使（1894年＝明治27年9月11日）〔第八、506頁〕

- Irwin** 公使は総領事の資格で来日（認可は1881年7月16日、『外務省調査月報』2014度/No.1、99-100頁）、のち代理公使、さらに弁理公使となったものである。彼は弁理公使に昇任した際は明治天皇の許に国書を捧呈した。1887年1月版の外交団リストには彼の名、**Irwin** 弁理公使が掲げられている。
- 1891年（明治24年）4月11日は、**Irwin** 公使が新皇帝の信任状を捧呈した日付である。
- ハワイ王国にいたサトウキビ業者の多くはアメリカ人で、彼等は王国を米国に併合する運動を推進し、1893年（明治26年）、女王 **Liliouokalani** を武力で退位させ、**Stanford B. Dole** を大統領とするハワイ共和国臨時政府が成立した。1894年（明治

27年) 9月11日は、Irwin 公使が明治天皇に対し Dole 大統領の信任状を捧呈した日付である。その後 Irwin 公使は一時帰国、1897年(明治30年) 9月16日、明治天皇は同公使に謁を賜った(『明治天皇紀』第九、302頁)。さらに米国は1998年(明治31年) 8月12日、ハワイ共和国を併合し、同日、ハワイ政府の外交権能は消滅した。Irwin 公使は帰国を命ぜられ、同年9月16日、参内して明治天皇に拝謁し、Dole 大統領の親書を捧呈した(『明治天皇紀』第九、500-1頁)。かくて、在日ハワイ公使館は閉館となった。

- 『外務省調査月報』2013年度/No.1の拙稿を参照されたい(24頁)。

15. イタリア

Commandeur Renato de Martino 特命全権公使(1885年=明治18年2月7日)[第六、361-2頁]

Comte Escale Orfini 代理公使(1895年=明治28年11月29日)[第八、943-4頁]

Comte Escale Orfini 特命全権公使(1895年=明治28年11月29日)[第八、943-4頁]

Jules Melegari 特命全権公使(1901年=明治34年7月31日)[第十、97頁]

Comte Giulio Cesare Vinci 特命全権公使(1904年=明治37年10月27日)[第十、904頁]

Romano Avezzana 臨時代理公使(1907年=明治40年1月23日)[第十一、668頁]

Comte Giovanni Gallina 特命全権大使(1907年=明治40年5月16日)[第十一、734-7頁]

Marquis Guiccioli 特命全権大使(1908年=明治41年11月25日)[第十二、154-5頁]

- de Martino 公使が信任状捧呈のため参内したとき、代理公使エ・マルタン・ランチャーレス(原綴り不明)が随行していた

(『明治天皇紀』第六、361-2頁)。彼は代理公使ではなく、臨時代理公使であったと思われる。

- de Martino 公使は賜暇帰国にあたり1890年(明治23年) 8月30日、参内してきお暇乞いをした(『明治天皇紀』第七、620頁)、日本に帰任後の1895年(明治28年) 2月15日、皇后に拝謁した(『明治天皇紀』第八、676頁)。これは、当時明治天皇が広島に行幸中であつたためである。
- Orfini 公使は1900年(明治33年) 4月24日、休暇帰国のため参内、謁を賜った(『明治天皇紀』第九、791頁)。
- Melegari 公使は1904年(明治37年) 10月27日、明治天皇に解任状を捧呈したが、その際一等書記官シバリエ・ウインチソツオ・トエスカ(原綴り不明)に謁を賜った(『明治天皇紀』第十、904頁)。トエスカ書記官がこの日、臨時代理公使に就任したものである。
- Vinci 公使は1909年1月23日、解任状を捧呈したが、この際、「伊太利國政府、在東京公使館を陞せて大使館と為さんとするを以て、…」明治天皇は Avezzana 一等書記官に謁を賜った(『明治天皇紀』第十一、668頁)。筆者は、この日を同書記官が臨時代理大使に着任した日と考える。Avezzana はのち参事官に昇格、Gallina 大使が信任状を捧呈した際、明治天皇は同参事官にも謁を賜った(同、734-7頁)。
- Vinci 特命全権公使は1907年(明治40年) 1月23日、明治天皇に解任状を捧呈した(『明治天皇紀』第九、668頁)。上表では、この日 Avezzana 一等書記官が臨時代理公使として着任したものとした。彼は大使館参事官の資格で1907年(明治40年) 5月16日、天皇に拝謁したが、これは Gallina 大使の信任状捧呈に際し同大使に随行していたため、この日まで臨時代理公使を務めていたことになる(『明治天皇紀』第十一、

734-7頁）。

- Gallina 大使は初代の駐日イタリア大使であるが、信任状捧呈の際の言上振りに「(イタリア政府は) 幸いに従来伊太利國ト日本國トノ間ニ存スル友誼ヲ維持シ且之ヲシテ益々鞏固ナラシメンコトヲ欲シ、」在京公使館を大使館に昇格することに決定した、とあった(『明治天皇紀』第十一、734-7頁)。
- Gallina 大使は転勤を命ぜられ、帰国することとなったため、1908年(明治41年)7月6日、参内して明治天皇にお暇を奏した(『明治天皇紀』第十二、81頁)。
- Guiccioli 大使が信任された際、天皇は公使館参事官・伯爵アンチロット(原綴り不明)にも謁を賜った(『明治天皇紀』第十二、154-5頁)。同参事官が当日まで臨時代理大使を務めていたものと思われる。

16. メキシコ

- J. M. Rascon 特命全権公使(1891年=明治24年11月18日)〔第七、931頁〕
- M. Wohlheim 臨時代理公使(1893年=明治26年1月)
- M. Wohlheim 弁理公使(1897年=明治30年9月18日)〔第九、305頁〕
- Americo Lera 弁理公使(1899年=明治32年5月)〔第九、664頁〕
- Americo Lera 特命全権公使(1904年=明治37年5月20日)〔第十、736-7頁〕
- Ramón G. Pacheco 特命全権公使(1907年=明治40年9月11日)〔第十一、785頁〕
- Rascon 公使の日本赴任につき、『明治天皇紀』第七は「墨西哥始めて我が國に公使館を置き、ジョーゼ・マルタン・ラスコン特命全権大使として来朝す、」と述べる(931頁)。Rascon 公使は一時帰国することとなり、明治天皇は1893年(明治26年)1月5日、同公使を延見した(『明治天皇紀』第八、182頁)。

- Lera 公使はロシアに転勤することとなり、1907年(明治40年)4月17日、天皇に解任状を捧呈した(『明治天皇紀』第十一、714頁)。これに先立ち、同年1月23日、皇后は公使夫妻に謁を賜った(同、668頁)。
- Pacheco 公使は書記官の資格で日本に勤務したことがある(『明治天皇紀』第九、664頁)。

17. ノルウェー

- Beder Bernt Anker 代理公使(1907年=明治40年6月6日)
- 1814年11月、スウェーデンはノルウェーを同君連合の形で併合したが、1905年、同君連合は解消され、ノルウェーは独立国となった(23. スウェーデン・ノルウェーの項参照)。この点につき、『明治天皇紀』第十一に関連記事がある(567頁)。
- Anker 代理公使の資格は“chargé d’Affaire en titre”となっている。

18. オランダ

- Johannes Jacobus van der Pot 弁理公使(1881年=明治14年7月26日)〔第五、415頁〕
- Comte D. de Bylandt 弁理公使(1890年=明治23年5月14日)〔第七、549頁〕
- Leon van de Polder 臨時代理公使(1895年=明治28年10月30日)
- Jonkhéer Testa 弁理公使(1898年=明治31年5月5日)〔第九、64-5頁〕
- Jonkhéer Testa 特命全権公使(1902年=明治35年9月14日)〔第九、889-890頁〕
- Baron Sweerts de Landas Wyborgh 特命全権公使(1902年=明治35年8月20日)〔第十、278頁〕
- Jonkhéer John Loudon 特命全権公使(1906年=明治39年4月16日)〔第十一、531-2

頁]

Jan Herman van Royen 特命全権公使 (1908年 = 明治41年12月30日) [第十二、170頁]

- 駐日オランダ公使館は、1886年末当時は兼ねてスウェーデン・ノルウェーをも代表していたが (さらにデンマークをも外交事務官の資格で代表した期間があった²⁾)、公使が両国元首に託された2通の信任状を同時に捧呈する場合と、別々の機会に信任状を捧呈する場合とがあった。『明治天皇紀』第五によると、van der Pot 公使は明治天皇にオランダ皇帝の委任状及びスウェーデン・ノルウェー皇帝の委任状を捧呈した (415頁)。第七によると、de Bylandt 公使も「和蘭國兼瑞典諾威國辦理公使」の資格で参内した。すなわち、「公使前みて和蘭國皇帝の命を言上し、信任状を捧呈し、又瑞典諾威國皇帝の信任状を上る、」こととなったのである (549頁)。また、第十によると、de Landas Wyborgh 公使も両国皇帝のそれぞれの信任状を捧呈した (278頁)。その一方、Testa 公使はオランダ特命全権公使として信任されたが、『明治天皇紀』第九によると、1901年 (明治34年) 2月20日、「新に瑞典諾威國政府の移植を受け、其の國の特命全権公使を兼任す、乃ち是の日参内、... 瑞典諾威國皇帝の信任状を上り、... 」となった (889-890頁)。また、Loudon 公使は1906年 (明治39年) 5月31日、明治天皇に謁して皇帝クリスチアン9世の崩御及びフレデリック8世の即位を知らせる親書を捧呈した (『明治天皇紀』第九、562-3頁)。

しかし、1911年初頭にはオランダ公使がスウェーデン・ノルウェー代表を兼ねることはなくなった。

- van der Pot 公使は1890年 (明治23年) 3月5日、帰国にあたって明治天皇に解任状を捧呈したが、これを伝える『明治天皇紀』第七は、同公使につき「在任既に十年」と

述べている (491-2頁)。

- de Bylandt 公使は賜暇休暇のため帰国することとなり、1895年 (明治28年) 10月30日、参内した (『明治天皇紀』第八、924頁)。この日付を van de Polder が臨時代理公使に就任した日とした。
- Testa 弁理公使は1896年 (明治29年) 5月5日、信任状及び前任の de Bylandt 公使の解任状を捧呈した (『明治天皇紀』第九、64-5頁)。のち同公使はオランダの駐日特命全権公使に昇任したが、スウェーデン・ノルウェーについても同じ資格を得たか否かは明らかでない。
- Testa 公使はスペインへ赴任することとなり、特命全権公使に昇任、1902年 (明治35年) 3月6日、明治天皇に解任状を捧呈した (『明治天皇紀』第十、207頁)。
- de Landas Wyborgh 公使はロシアに転勤することとなり、1905年 (明治38年) 12月26日、明治天皇に解任状を捧呈した (『明治天皇紀』第十一、438頁)。臨時代理公使の氏名は明らかでない。
- Loudon 公使は米国に転勤を命ぜられ、1908年 (明治41年) 6月26日、明治天皇に解任状を捧呈した (『明治天皇紀』第十二、77頁)。臨時代理公使の氏名は明らかでない。
- 1911年2月版外交団リストによると、当時 van Royen 公使は不在で、Léon van de Polder 参事官が臨時代理公使であった。同参事官が臨時代理公使となった日付は明らかでない。van Royen 公使は1911年 (明治44年) 1月12日、帰国につき拝謁を賜った (『明治天皇紀』第十二、542頁)。

19. ペルー

Juan Federico Elmore 特命全権公使 (不在) (1884年 = 明治17年8月14日) [第六、277頁]

○ Elmore 公使は1875年（明治8年）4月24日、代理公使として日本に信任されたが（『明治天皇紀』第三、334-5頁）、同年12月17日、築地居留地31・32番にあった「ヘーレン屋敷」と呼ばれる建物を賃借し、公邸兼事務所とした（Oscar Heeren はペルーの元在京総領事）。スタッフとして、Julio Benavides 及び Alfredo Benavides 兄弟がいた。同年6月2日、3人は横浜を出帆、清国に向かった。Elmore 公使は清国と和親条約及び移住協定の批准書を交換し、Julio Benavides は批准書を携行してペルーへ帰国した。Elmore 公使は Alfredo と共に翌1876年（明治9年）5月22日横浜に帰着した。Elmore 公使は賜暇帰国のため5月24日、同地を発ち、ペルーへ向かい、Alfredo Benavides は臨時代理公使として東京にとどまった。しかるにペルー政府は同年中に駐日公使館を閉鎖することを決定、Elmore 公使は日本に戻ることがなかった。（Alfredo Benavides がいつ日本を去ったか明らかでない。）Elmore は1878年（明治11年）6月27日に再来日、7月4日、弁理公使として信任されたが（『明治天皇紀』第四、431-2頁）、彼は清国及びハワイを兼任し、北京に居を構えた。1881年（明治14年）6月、Elmore 公使は兼ねて駐米弁理公使に任命され、ワシントンに居住することとなった。彼は1884年（明治17年）1月18日、駐米特命全権公使に昇格、同年5月1日付で日本についても特命全権公使の資格を与えられた。『明治天皇紀』第六は「(Elmore 公使は) 外務卿井上馨を経てその國書を捧呈す、時にエルモール亜米利加合衆國駐劄公使を兼ねて華盛頓に在り、」と記述している（277頁）。しかし、来日して明治天皇に信任状を捧呈した訳でない。いずれにしても、Elmore 公使は1886年（明治19年）4月、米国を去った。詳細は東京都職員文化会『職員文化』1985年早

春号（1985年3月刊）の拙稿「ペルーの使節団・公使館」（2）を参照されたい。

○1887年1月版の外交団リストで Elmore 公使は「不在」となっているが、同公使が当時はまだ日本政府に対し解任状を提出していなかったためと想像される。（なお、1887年1月版外交団リストでは誤って“Elmore”を“Elmor”と綴っている。）当然のことながら、1911年2月版外交団リストにはペルーの項がない。

20. ポルトガル

Thomaz de Souza Roza 特命全権公使（不在）（1886年＝明治16年2月10日）〔第六、543-4頁〕

José da Silva Loureiro 臨時代理公使（1886年＝明治19年2月16日）

Tirmino José da Costa 臨時代理公使（1886年＝明治19年8月）

Francisco Texeira da Silva 臨時代理公使（1888年＝明治21年10月）

Custodio Miguel de Borja 特命全権公使（1891年＝明治24年7月7日）〔第七、869-870頁〕

José da Silva Loureiro 臨時代理公使（1891年＝明治24年7月14日）〔第八、107-8頁〕

Custodio Miguel de Borja 特命全権公使（1891年＝明治24年7月7日）

José Botalha de Freitas 臨時代理公使（1897年＝明治30年7月）〔第十、562頁〕

Eduardo Augusto Rodrigues Galhardo 特命全権公使（1897年＝明治30年7月14日）〔第九、279頁〕

José M. de S. Horta Costa 特命全権公使（1900年＝明治33年8月）

José Baltalha de Freitas 特命全権公使（1903年＝明治36年12月29日）〔第十、562頁〕

Baron de Sendal 特命全権公使（1907年＝明治40年9月9日）〔第十一、785頁〕

- Colonel Abel Boteiho 臨時代理公使 (1911年 = 明治44年12月29日)
- de Borja 公使は1891年 (明治24年) 7月21日、兼任地マカオに赴くとして内謁見を賜った (『明治天皇紀』第七、873頁)。ポルトガル公使は、一時期マカオ総督が兼任していた。de Borja 公使は、1893年 (明治26年) 11月13日、マカオに帰任するにあたり参内している (『明治天皇紀』第八、316頁)。
- Loureiro 臨時代理公使は兼ねてポルトガルの駐日総領事であったが、『明治天皇紀』第八によると同国政府は駐日総領事の職を廃止し、Loureiro は1892年 (明治25年) 6月10日に帰国した。その結果、在日ポルトガル人について領事裁判権を執行する者がいなくなった。7月14日、日本政府はポルトガル政府が領事裁判権を擲棄したものと認定し、この日勅令をもって日本・ポルトガル条約中の領事裁判権に関する條款が無効に帰したことを公布した (107-8頁)。筆者は、Loureiro 総領事につき、日本でもっと研究されてしかるべき人物の1人であると考えている。
- Botalha de Freitas 公使は臨時代理公使であったが1903年 (明治36年) 12月29日、特命全権公使に昇任、信任された。同公使は1906年 (明治39年) 3月20日、賜暇で帰国するにあたり参内した (『明治天皇紀』第十一、509頁)。
- de Freitas 公使が帰国にあたり拝謁したのは1906年 (明治39年) 3月20日であるが (『明治天皇紀』第十一、509頁)、臨時代理公使に就任したのが誰かは不明である。
- de Sendal 公使は、1908年 (明治41年) 9月15日、明治天皇に対し、ポルトガル国王ドン・カルロス1世の死去に伴って即位した新帝ドン・マヌエル2世の信任状を捧呈した (『明治天皇紀』第十二、108-9頁)。同公使は1910年 (明治43年) 3月20日、帰

国することとなり、参内して暇を奏した (同、480頁)。誰が臨時代理公使に任命されたのかは不明である。de Sendal 公使は、1910年 (明治43年) 9月30日、帰国にあたり参内、お暇を奏した (『明治天皇紀』第十二、480-1頁)。

- 1911年2月版外交団リストではポルトガル公使のポストは空席である。これは Boteiho 公使の着任前であったためと考えられるが、臨時代理公使の名は掲げられていない。

21. ロシア

- Dimitri Schèwitch 特命全権公使 (1886年 = 明治19年9月24日) [第六、634頁]
- Michel Hitrowo 特命全権公使 (1893年 = 明治26年1月28日) [第八、192頁]
- Alexis de Speyer 臨時代理公使 (1896年 = 明治29年3月) [第六、266頁]
- Baron Roman Rosen 特命全権公使 (1897年 = 明治30年8月24日) [第九、292頁]
- Alexandre Iswolsky 特命全権公使 (1900年 = 明治33年6月22日) [第九、844-5頁]
- Baron Roman Rosen 特命全権公使 (1903年 = 明治36年4月18日) [第十、404頁]
- George Bakhméteff 特命全権公使 (1906年 = 明治39年4月18日) [第十一、532頁]
- Sénateur Nicolas Malewsky-Maléwitch 特命全権大使 (1908年 = 明治41年7月15日) [第十二、88-91頁]
- Schèwitch 公使は1891年 (明治24年) 11月19日、賜暇帰国することとなり、参内して内謁見を仰せ付けられた (『明治天皇紀』第六、634頁)。
- Hitrowo 公使は1893年 (明治28年) 6月10日、アレクサンドル3世が崩じ、今帝により特命全権公使に再任せられたため謁を賜った (『明治天皇紀』第八、837-8頁)。同公使は1896年 (明治29年) 3月6日、休

暇につきお暇乞いに参上した（『明治天皇紀』第九、28頁）。

- Iswolsky 公使は1908年（明治41年）7月8日、離任・帰国につき皇后に拝謁している。これは、「公使の請願に由り、天皇の御引見は新公使の來着後とせらる、」となったためである（『明治天皇紀』第十、390頁）。1903年（明治36年）4月18日、Iswolsky 公使は新任の Rosen 公使と共に京都御所に参内、Rosen 公使は信任状、また Iswolsky 公使は解任状をそれぞれ捧呈した（『明治天皇紀』第十、404頁）。
- Rosen 公使は日本滞在が長年に及んだ。正確な着任は明らかでないが、1877年（明治10年）11月30日、De Struve 公使が帰省のため拝謁したが、その際、明治天皇は同公使の帰国中に臨時代理公使たるべき Rosen 書記官を引見された（『明治天皇紀』第四、318-320頁。（De Struve 公使については『外務省調査月報』2013年度/No. 1、27頁を参照されたい。）また Rosen 書記官は帰国することとなり、1883年（明治16年）10月16日、拝謁したが、『明治天皇紀』第六には、その際明治天皇は「ローゼンが多年我が國に在勤して、時に代理公使の職を奉じ、今回公使の來任に因りて將に帰國せんとするを惜しみたまひ、慇懃なる勅語を賜ふ、」とある（123頁）。
- 上表で明らかのように、Rosen は特命全権公使として来日、1897年（明治30年）8月24日、信任状を捧呈した。この際、それまで臨時代理公使であった de Speyer が近く朝鮮國に転任するとのことで謁見を許された（第九、292頁）。
- Rosen は特命全権公使として再来日、1905年（明治38年）4月18日、前公使 Iswolsky 公使と共に京都御所において明治天皇に拝謁、それぞれ信任状及び解任状を捧呈した（『明治天皇紀』第十、404-5頁）。
Rosen 公使は1900年（明治33年）6月22日、

解任状を捧呈した（『明治天皇紀』第九、844-5頁）。彼は公使に再任され、上表で示したように、1903年4月18日、信任状を捧呈した（『明治天皇紀』第十、404頁）。
筆者は、Rosen 公使の日本滞在についてはもっと研究されてしかるべきではないかと思う。

- 1904年（明治37年）2月10日、日本はロシアに宣戦を布告、Rosen 公使は2月11日、公使館員一同を率いて退京した（『明治天皇紀』第十、623頁、624頁）。1905年（明治38年）9月5日、日露講和条約が調印された。
- Bakhméteff 公使は1908年（明治41年）7月8日、天皇に解任状を捧呈した（『明治天皇紀』第十二、82頁）。
- Malewsky-Maléwitch 大使が信任状を捧呈した際、天皇は一等書記官コザコフ（原綴り不明）に謁を賜った（『明治天皇紀』第十二、91頁）。彼がそれまで臨時代理大使を務めていたと思われる。
- Malewsky-Maléwitch 大使は1911年（明治44年）6月19日、賜暇帰国につき拝謁した（『明治天皇紀』第十二、619頁）。同大使が帰任した日付は明らかでない。

22. シヤム

- Phya Rithirong Ronachet 特命全権公使（1899年＝明治32年10月19日）〔第九、712頁〕
- Luang Saupakitch Brecha 臨時代理公使（1901年＝明治34年7月9日）
- Luang Chamnong Dithakar 臨時代理公使（1901年＝明治34年11月）
- Phya Raja Nuprabanth 特命全権公使（1902年＝明治35年9月6日）〔第十、281頁〕
- Pha Narisra Rajakitch 特命全権公使（1903年＝明治36年11月27日）〔第十、534頁〕
- Luang Visan Kosa 臨時代理公使（1907年

= 明治40年 9月)

Phya Narisra Rajakitch 特命全権公使 (1908年 = 明治41年 6月 5日) [第十二、71頁]

Luang Visan Botchanatit 臨時代理公使 (1909年 = 明治42年12月)

Phya Maha Nubhab 特命全権公使 (1910年 = 明治43年 6月28日) [第十二、423頁]

Luang Visan Botchanatit 臨時代理公使 (1910年 = 明治43年12月30日)

Phya Chamnong Dithakar 特命全権公使 (1911年 = 明治44年 3月15日) [第十二、571頁]

○ Ronachet 公使は1901年 (明治34年) 7月 9日、賜暇帰国にあたって拝謁 (『明治天皇紀』第十、89頁、上表では、この日を Brecha が臨時代理公使に着任した日付とした。)、また Rajakitch 公使は1903年 (明治36年) 11月12日、帰国にあたり皇后にお暇を告げた (明治天皇は西幸中であった、『明治天皇紀』第十二、318頁)。上表で Rajakitch 公使の 2 回目の信任日を1908年 (明治41年) 6月 5日としたが、これは同公使が帰任後、敬意を表せんとして参内した日付である。

○ Nuprabanth 公使は年 (明治年) 月日、帰国にあたり皇后に謁してお暇を告げた。当時、明治天皇は西幸中であった (『明治天皇紀』第十、523頁)。

○ Nubhab 公使は1910年 (明治43年) 12月30日、賜暇帰国に出発するにあたり参内、お暇を奏した (『明治天皇紀』第十二、537頁)。この日付を Botchanatit の臨時代理公使着任の日とした。

○ Phya Maha Nubhab 公使は、1911年 2月版外交団リストでは“PHYA MAHA NUBHAB”と綴られている。なお、この版の刊行当時同公使は不在で、Luang Visan Botchanakit 二等書記官が臨時代理公使であった。臨時代理公使に着任した日付は明らかでない。

○ バスカラウオングス (原綴り不明) が日本・シヤム間の修好通商に関する宣言文の批准書交換等の目的をもって、特命全権大使の資格で来朝したことがある。同大使は1888年 (明治21年) 1月の15日、来日、同年 2月13日、帰国にあたり告別のため参内したが、明治天皇が不豫のため皇后が延見された (『明治天皇紀』第七、21-2頁)。なお、両国間の修好通商条約締結に関し、『明治天皇紀』第六の記事を参照されたい (807-8、810-1頁)。

○ 周知の如く、シヤムは1939年 (昭和14年) 6月24日、タイを新国名として採用した。

23. スウェーデン

Gustaf Oscar Wallenberg 特命全権公使 (1907年 = 明治40年 1月12日) [第十一、662頁]

○ Wallenberg 公使は1911年 (明治44年) 4月12日、賜暇休暇につき拝謁を賜った (『明治天皇紀』第十二、591頁)。同公使がいつ帰任したか明らかでない。

○ 1814年11月、スウェーデンの国王カール・ヨハンはノルウェーを同君連合の形で併合した (17. ノルウェーの項参照)。しかし、ノルウェーは外交・防衛以外の分野については同君連合の枠内で自治権を有していた。ノルウェーは1905年 (明治38年)、スウェーデンから平和裏に独立した。Wallenberg 公使は、スウェーデン・ノルウェー連合解消後の初代駐日スウェーデン代表である。この点につき、『明治天皇紀』第十一の記事を参照されたい (662頁。なお、次項参照)。

24. スウェーデン・ノルウェー

I. I. Van der Hoeven 弁理公使 (1881年 = 明治14年 7月)

- Comte de Bylandt 弁理公使（1890年＝明治23年5月14日）〔第七、549頁〕
- Jonkhéer Testa 弁理公使（1896年＝明治29年5月）
- Ove Gude 特命全権公使（1898年＝明治30年1月8日）〔第十、371頁〕
- Jonkhéer Testa 特命全権公使（1901年＝明治34年2月20日）〔第十、21頁〕
- Sweerts de Landas 特命全権公使（1902年＝明治35年8月20日）〔第十、273頁〕
- Van der Hoeven、de Bylandt 及び Testa 各弁理公使はいずれもオランダ弁理公使の代理であった。また、Testa 特命全権公使はオランダ特命全権公使の代理であった。例えば、『明治天皇紀』第七によると de Bylandt 弁理公使はオランダ兼スウェーデン・ノルウェーの代表として信任された（549頁）。de Bylandt 公使は1895年（明治28年）10月30日、賜暇休暇の故をもって参内、明治天皇にお暇を告げた（『明治天皇紀』第八、924頁）。
 - Testa 弁理公使は新たにスウェーデン・ノルウェー政府の委嘱を受け、同国の特命全権公使を兼任することとなり、1901年（明治34年）2月20日、参内して信任状を捧呈した（『明治天皇紀』第十、21頁）。
 - Gude 公使は1897年（明治30年）11月19日、来日したが（『明治天皇紀』第九、340頁。なお、ここでは同公使の資格を「特派全権公使」としている。）、病の故をもって信任状の捧呈が遅れ、1898年（明治31年）1月8日となったものである。
 - de Landas 公使の信任に関する『明治天皇紀』第十の記事は、彼を「和蘭國及び瑞典諾威特命全権公使」とし、両国皇帝の各信任状を捧呈した、と述べている（278頁）。de Landas 公使は1901年（明治34年）2月20日、ロシアに転勤するをもって参内、解任状を捧呈した（『明治天皇紀』第十一、438頁）。

○ノルウェーは1814年以来スウェーデンと君主連合を形成していたが、1905年（明治38年）9月、スウェーデンから分離・独立するためのカールスタッド協定を締結した。同年11月、国民投票によってデンマーク王室からカール王子を国王として迎えることとし、同王子はハーコン7世として1906年（明治39年）6月22日、即位した（23. スウェーデン、17. ノルウェーの項参照）。日本は在スウェーデン秋月左都夫公使に命じ、戴冠式に参列せしめた（『明治天皇紀』第十一、567頁）。

25. スイス

- Paul Ritter 特命全権公使（1906年＝明治39年5月2日）〔第十一、544頁〕
- Ferdinand Salis 特命全権公使（1909年＝明治42年6月18日）〔第十二、244頁〕
- Paul Ritter 特命全権公使はスイスの初代駐日代表である（『明治天皇紀』十二、67頁）。同公使は1908年（明治41年）5月28日、休暇を得て帰国するにあたり参内、明治天皇は謁を賜った（『明治天皇紀』第十二、67頁）。同公使は転勤を命ぜられ、1909年（明治42年）5月4日、明治天皇に解任状を捧呈したが、これを伝える『明治天皇紀』第十二は、「リッテルは明治25年（注 1892年）横浜副領事に著任以来、使臣として我が國に在ること前後十七年、…」と述べている（223-4頁）。筆者は、Ritter 公使はもと日本で知られてしかるべき外交官の1人であると思う。

II 1887年—1910年の外交団の特徴

本稿は1887年（明治20年）から1911年（明治44年）までをカバーするが、この24年に及ぶ期間に在京外交団にはかなりの変化が生じたことがわかる。

(1) 1887年から1911年までの期間に、米国及びヨーロッパの主要国のほとんどが日本に外交代表を置いた。この点については、1910年代はじめ、第一次大戦前の世界にはまだ完全独立国の数がそれほど多くなかったことに留意すべきであろう。試みに1912年(明治45年であるが、同年7月30日、大正と改元した。)版のJ. Scott Keltie (ed.), *The Statesman's Yearbook* (London: MacMillan and Co., 1912)を見ると、当時、カナダ、ニュー・ファウンドランド、オーストラリア、ニュー・ジーランド、南アフリカ連邦は英帝国内で *Dominion* または *Commonwealth* の地位を与えられていたが、イギリス本国とは従属関係にあり、例えば日本においてはイギリスを通じて代表されていたことがわかる。ただし、例えば『明治天皇紀』第十一によると、カナダのポープ国務次官が来朝、皇后に拝謁しており(838頁)、同国が国際場裏にまったくその姿を見せなかった訳ではなかったようである。ヨーロッパの大国はほぼ全部が日本に外交使節を派遣し、中南米諸国もその若干が駐日公使を置くようになったが、アジア、中東及びアフリカ諸国はまだ日本ではほとんど代表されていなかった。アフガニスタン、ペルシャ、アビシニア(エチオピア)等の君主国もその例外ではなかったのである。

(2) 在京外交団からスウェーデン・ノルウェー、ハワイ及びペルーの2カ国が消え、一方でブラジル、チリ、メキシコ、アルゼンティン、シヤム、スウェーデン、ノルウェー及びスイスの8カ国が加わった。うち、スイスは1906年5月まで日本では外交使節の性格を有する領事官³⁾によって代表されていたが(したがって、筆者はスイスを外交団に加えていた。)、同国は新たに駐日公使を派遣することとなったものである。これにより「外交使節の性格を有する領事官」は日本からいなくなった。

(3) 外交代表の資格についてであるが、1911年初頭、イギリス、ドイツ、フランス、米国、ロシア、イタリア及びオーストリア・ハンガリーの7カ国の外交代表は特命全権大使、スウェーデン、スペイン、メキシコ、オランダ、ブラジル、スイス、チリ、シヤム、清国及びベルギーの11カ国の代表は特命全権公使、ノルウェー及びアルゼンティンの2カ国の代表は代理公使(*Chargé d'Affaire*)、またデンマークの代表は外交代表(*Représentant Diplomatique*)の資格をそれぞれ有していた(着任順)。したがって1911年2月版外交団リストも四つのカテゴリーに分けられ、各カテゴリーが代表をフランス語によるアルファベット順に並べている。(1911年年央、日本には4階級のうち弁理公使を除く全部の階級の外交使節が信任されていたことになる。)しかし、本稿のカバーする期間のあとのこととなるが、デンマークの *Jean Herman van Royen* 外交代表の後任となった *Comte P. Ahlefeld Laurving* 公使(『明治天皇紀』第十二、796頁によると1912年(明治45年)6月27日信任)は特命全権公使の資格を有していた。これにより、駐日外交使節は国際慣例通り特命全権大使、特命全権公使、弁理公使または代理公使の四つのいずれかの資格をもつこととなった。

(4) 1911年までに5カ国が日本に特命全権大使を派遣するようになったことは特記に値する。諸外国が日本に特命全権大使を派遣するようになったのは日露戦争後で、まずイギリスの *Claude Maxwell MacDonald* 公使が特命全権大使に昇格し、他の国がこれに倣うようになったものである。(1911年2月当時の外交団長はイギリスの *Claude Maxwell MacDonald* 大使であった。当時、同大使がまだ在任中であったためである。)

また、代理公使から弁理公使、または弁理公使から特命全権公使へ昇格したケースもあった。ブラジルの *Manuel Carlos Gonçalves*

Pereira 及びペルーの Juan Federico Elmore は、いずれも日本在勤中、その資格が代理公使、弁理公使、特命全権公使へと進んだ（5. ブラジル、18. ペルーの項参照）。

（5）大・公使館の住所の一部は明らかにされていないが（アルゼンティン、デンマーク及びポルトガル）、1911年になるとほとんどの外国公館が東京に移ったことがわかる。

——これらの変化のうち、日露戦争後、一部の公使館が大使館に昇格したことがとくに重要であろう。1886年末当時、在日外交使節の階級は最高が特命全権公使であった。特命全権大使が任命されるには、なお20年近くの時間の経過が必要であったことになる。一再ならず述べたように、まずイギリスが1905年（明治38年）12月、在京公使館を大使館に格上げしたのであるが、1906年（明治39年）、ドイツ及び米国が、1907年（明治40年）、フランス、オーストリア・ハンガリー及びイタリアが、そして1908年（明治41年）にはロシアが、それぞれ公使館を大使館とした。すなわち、本稿のカバーする期間に、計7カ国が日本に特命全権大使を館長とする大使館を置くこととしたのである。このうち、これまで特命全権公使であった館長の資格を改めて特命全権大使としたのがイギリス及びオーストリア・ハンガリーの2カ国で、ドイツ、米国、フランス、イタリア及びロシアの4カ国は日本に新しく特命全権大使を派遣したのである。本稿がカバーする期間以降も、諸外国の駐日使節は次第にその数を増やし、またより多くの館長が特命全権大使の資格を獲得するようになった。館員の数が増加した大・公使館もあったと考えられる。次席館員は多くの場合書記官クラスであったが、参事官をこれにあてる大・公使館もあった。次席館員は臨時大・公使を務める場合があり、彼等に関する情報（着任日等）も重要である。

1887年から1911年までの期間、日本に外交代表を置く国が増加したことに関連して一言

するならば、とくに1914年7月から1918年11月まで続いた第一次大戦が終了した後、ヨーロッパの地図は大きく塗り替えられ、その結果ヨーロッパにおける国の数が増え、これらの国が日本に外交代表を派遣するようになった事実を忘れてはならないと思う。例えばオーストリア・ハンガリーが解体したことを反映してポーランド及びチェコスロヴァキア公使館が東京に新設されることとなった。『各国外交官及領事官其他リスト雑纂（在本邦之部）』（6.1.8.7-1）第2巻には1923年11月6日版外交団リストが綴じ込まれているが、このような動きをよく反映している。さらに、ヨーロッパ以外の地域にも次第に独立国が誕生するが、それら諸国も次第に日本と外交関係を樹立し、外交使節を交換するようになるのである。

おわりに

（1）筆者は、『外務省調査月報』に掲載した「江戸にあった外国公館」、「明治時代の東京にあった外国公館」（1）－（5）及び本稿をもって幕末から1911年（明治44年）まで日本の首都に置かれた外交団の状況を可能な限りフォローした。これ以降の外交団の内部に見られた動きについては、外務省外交史料館に蔵置されている外交団リストにより比較的簡単にフォローできよう。（ただし、欠けている版がある可能性がある。）

（2）ここで、思いつくままに二、三の感想を書き加えたい。

（a）本稿では、外交使節の性格を有する領事官³⁾と純粋な意味における領事官との区別を行なわなかった。しかし、この作業を行なうことは実際には容易でない。例えば、日本に在勤した最初の外国代表は米国の Townsend Harris であるが、彼の資格は駐日総領事であったものの（下田到着は1846年8月21日〔安政3年7月21日〕、幕

府による認可は同年9月22日〔8月24日〕、Harrisが外交使節の性格を有していたことは誰の目にも明らかである。また、現代でも見られることであるが、政治的な理由で外交関係を設定できない二つの国が相互に領事官を派遣する場合がある。このような領事官が外交使節の性格をもつことを否定することはできないであろう。一方、イギリスの若干の大・公使がそうであったように、日本各地に駐節する（副）領事の監督権を与えられている場合は、これら大・公使はあわせて総領事の資格をもつが、彼等を領事官と考えることはできないであろう。

(b) 代理公使と臨時代理公使とが必ずしも区別されていないことがある。21. ロシアの項で引用したが、『明治天皇紀』第六はローゼンに関し「時に代理公使の職を奉じ、」と述べている（123頁）。外交団リスト上でも臨時代理大・公使がその資格を単に「代理大・公使」とされる場合があった。これは、領事団リストで名誉（総・副）領事が時として「（総・副）領事」として記載されることを想起させる。

(c) （総）領事を派遣した国が彼をいつ任命したか、また接受した国がいつ認可状を付与したかは不可欠のデータであるが、いずれもが不明なケースがきわめて多い。今後、関連資料を精査し、できるだけ明確にしたい。

(d) 明治時代には、外交使節の資格の日本語訳がまだ必ずしも確立していなかったようである。24. スウェーデン・ノルウェーの項で述べたが、同国のGude公使につき、『明治天皇紀』第九は来日時の資格を「特派全権公使」としたが（340頁）、『明治天皇紀』第十は信任状捧呈の際の彼の資格を「特命全権公使」としている（371頁）。

(e) 明治時代も終わりに近づくと、諸外国の大・公使館はすべて東京市内に置か

れていたことがわかる⁴⁾。本稿のタイトルを、「日本」でなく「東京にあった外交団1887年-1911年」とした所以である。

(f) 筆者の研究にとって日本に勤務した外交官・領事官やその夫人の手になる記録は貴重である。筆者は『外務省調査月報』に寄せた各稿の冒頭にこのような記録のいくつかを紹介したが、ほかにも数多く存在している。

(3) Democritos Apostolios はかつて“Mundus scena, vita transitus, enisti, vidisti, abiisti.” といった (*Paroemiae*, XII,52)。「世界は舞台、人生は旅路、汝は来たり、汝は見たり、汝は去れり。」の意味である。筆者は著書『幕末の駐日外交官・領事官』（有松堂、1988年）の「はしがき」でこの句を若干変更の上で引用した（1頁）。ここにいう「汝」は必ずしも外交使節を指している訳ではないが、彼等の人生は正に「来たり、見たり、去れり」の繰り返しである。彼等の動きを正確に辿り、記録することは、いろいろな意味から不可欠なことであるという筆者の信念を、擱筆にあたってもう一度披瀝することをお許し頂きたい。

(完)

注

- 1) 1907年8月17日付 *The Japan Weekly Mail* によると、Wright 大使夫妻は同年8月13日、米国汽船 Minnesota (13,323トン) で横浜を出帆、シアトルに向かった（194頁）。同紙によると、夫妻は13日の午前早くに東京を離れ、横浜に到着、同地の米国総領事館主催のレセプションに出席、その後 Grand Hotel で横浜居住の若干の人々との軽い昼食を取った。船は午後3時過ぎに岸壁を離れたが、このとき9日から横浜港に停泊していた米国巡洋艦 Cincinnati が祝砲を放ったという（181頁）。当時の外交使節の離任ぶりの一端を窺いがい知ることができる。

- 2) オランダ外交代表は、日本でスウェーデン・ノルウェーを兼ねて代表していたが、さらにデンマークをも外交事務官の資格で代表した期間があった。例えば「和蘭國辨理公使兼丁抹國外交事務官ファン・デル・ポット」は1887年（明治20年）9月29日、明治天皇に内謁見を賜り、デンマーク皇帝よりの勲章を捧呈した（『明治天皇紀』第六、816-7頁）。また、Loudon 公使は1906年（明治39年）5月31日、デンマーク外交事務官の資格で拝謁、同国皇帝フレデリック 8 世の即位を報ずる親書を捧呈している（『明治天皇紀』第十一、562-3頁）。オランダ外交代表がデンマーク代表を兼任したのは1912年（明治45年）6月、Comte P. Ahlefeld Laurving 特命全権公使が着任するまでであろう（9.デンマークの項参照）。
- 3) 外交使節の性格を有する領事官の意味については『外務省調査月報』1987年度 /No. 1を参照頂きたい。
- 4) 東京市が設置され、15の区が設けられたのは1889年（明治22年）5月1日で、1887年1月版外交団リストの発行後、また1891年（明治24年）6月版リストの発行前のこととなる。1889年当時、大・公使館は麴町区、赤坂区、京橋区、麻布区及び芝区のいずれかに置かれていた。（後述するように、1887年1月及び10月版領事団リストによると当時は在京領事館が二つあり、麴町区または赤坂区に置かれていた。）。なお、東京市は1932年（昭和7年）10月1日に市域を拡張し、35区となった。また、1943年（昭和18年）4月1日、それまでの東京府及び東京市を廃して東京都が設置され、また1947年（昭和22年）3月15日、芝、麻布及び赤坂の各区は港区、麴町区は神田区と共に千代田区、そして京橋区は日本橋区と共に中央区となった。

（完）